

Koujimachi

人と人を繋ぐ

2026

Jun.

No.213

(ケンタくんで行く)

歴史
めぐり
- vol.12 -

高燈籠 (常燈明台)



特集

法人会の税制改正に関する提言の
主な実現事項

pickup!

- 会員交流会
- 全国女性フォーラム埼玉大会
- 女性部会 / 青年部会 定時連絡協議会
- 第71回 簿記教室のご案内
- メールアドレスをご登録ください!



法人会の税制改正に関する提言の

令 和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。

「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する

負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令

法人課税

●少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

【法人会提言】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

【改正の概要】

対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

●カーボンニュートラル投資促進税制

【法人会提言】

「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

【改正の概要】

「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

●地方拠点強化税制

【法人会提言】

地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。

【改正の概要】

オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

事業承継税制

●相続税、贈与税の納税猶予制度

【法人会提言】

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

【改正の概要】

法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

消費税制

●免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

【法人会提言】

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

【改正の概要】

免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

02-03

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

(ケンタくんと行く)

歴史めぐり vol.12



09 高燈籠 (常燈明台)

04 会員交流会

小千谷法人会女性部会との交流会

05 女性部会

全国女性フォーラム埼玉大会

2026年 新入社員研修会

2日間コース

06 女性部会 / 青年部会

定時連絡協議会

九段一ツ橋地区役員会

番町地区連絡協議会

07 文化講演会・第15回通常総会

開催のご案内

特退共

08 第71回 簿記教室のご案内

社会保険実務セミナーのご案内

09 メールアドレスをご登録

ください!

10 新入会員紹介

11 会員企業紹介

12 事務局だより、税務署だより

13 都税だより、区税だより

14 消防署だより、警察署だより

15 広告

16 全法連

主な実現事項

和8年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っていました。

今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

所得税

●ふるさと納税

【法人会提言】

ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

【改正の概要】

寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。

また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

●セルフメディケーション税制

【法人会提言】

薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

【改正の概要】

対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

地方税

●固定資産税の免税点

【法人会提言】

固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

【改正の概要】

家屋に係る免税点は30万円(改正前:20万円)未満に、償却資産に係る免税点は180万円(改正前:150万円)未満に引き上げられます。

どんなふうが変わったか、要チェックだワン!



会員交流会

▶▶ トラットリアムツミ麴町

2025年度最終の会員交流会を、麴町駅と半蔵門駅の間、新宿通りにある女性シェフ睦さんが切り盛りするイタリアン「トラットリアムツミ麴町」で開催しました。ランチタイムには満席となる人気店ですが、新入会員6名を含む計21名の方にご参加いただきました。

睦シェフからは、料理のメニューの説明に加え、自身が修行をした北イタリアでの貴重なお話も伺いました。店内には修行時代の思い出の品が使われている他、丁度

オリンピック期間中でもあったことから、親近感をもって聞き入りました。

料理は丁寧で本当にすべて美味しかったのですが、サラダに入っているフルーツマトと生ハムは薄く切る機械が特別らしく感動しました。

2026年度は、5月・8月・2月に開催予定です。
是非ともご参加ください。

(組織委員長 菅原 俊哉)



女性部会

小千谷法人会女性部会との交流会

▶▶ 麴町法人会事務局/ホテルメトロポリタンエドモント

麴町法人会事務局において新潟・小千谷法人会女性部会との交流会を開催致しました。

小千谷法人会女性部からは、はるばる15名もの方にご参加頂き、『女性の活躍が社会・地域を変える』をテーマに、大いに親睦を深めました。参加者の和やかな自己紹介の後、小千谷・麴町法人会女性部会お互いに今年度の活動について報告しました。麴町法人会女性部会で取り組みを始めた食品ロス削減活動の紹介では、特に小千谷法人会女性部のみなさんが興味を示され、私たち一人ひとりの小さな意識が、国・社会全体ではエネルギー消費の膨大な節約に繋がる、といったことに深く共感していただきました。さらに女性が社会で活躍する上で大切なことといった共通のテーマについても様々な意見が交わされました。

その後のホテルメトロポリタンエドモントに場所を移したランチ会では、さらに情報交換で盛り上がり、最後に近くの東京大神宮に参拝するとともに全員でご祈祷を受けて散会となりました。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。

(女性部会長 榎原 準子)



全国女性フォーラム埼玉大会

▶ 大宮ソニックシティ 1階大ホール

『全国女性フォーラム埼玉大会』が、大宮ソニックシティ 1階大ホールで開催されました。テーマは「彩の国から輝く未来へ～女性が創る新時代～」。

オープニングは、地元で活躍するダンスチーム「VIOLET」の躍動感溢れるダンス。同チームのメンバーは小中学生の女の子ばかりながら2023年米カルフォルニア世界大会で総合優勝の超実力派。社会での女性の活躍を表現しているようにも見え、1,700人に及ぶ参加者たちを魅了しました。

続いて落語家でテレビの「笑点」レギュラー、林家たい平師匠が、「笑顔のもとに笑顔が集まる」を演題に記念

講演。「人との出会いは偶然ではないと思います、笑顔で楽しく接したい」とこれまでの人との縁を大切にすると話され、さらに「お世話になった師匠・先輩たちを忘れないで欲しいです」とモノマネも入れた話術で参加者の笑いを大いに誘いました。

午後4時からは大会式典。国歌斉唱、大会宣言、スローガン唱和、来賓祝辞など賑々しく進行して閉会。引き続いてパレスホテル大宮で、懇親会が催され、あちこちで再会を喜び合う挨拶などが交わされる中1時間程で閉会しました。

(女性部会長 榊原 準子)



2026年 新入社員研修会 2日間コース

▶ 都市センターホテル

「2026年 新入社員研修会 2日間コース」を無事に終了いたしました。

会場内は、講師の澤田裕美先生による熱のこもった講義に、新入社員の皆様が真剣な表情で耳を傾け、一心にメモを取る姿が非常に印象的でした。特に「社会人としての心構え」や「組織の一員としての基本姿勢」という、プロとしての第一歩に欠かせない土台作りのお話では、会場全体に心地よい緊張感と熱気が漂っていました。

全日本空輸でのVIP接遇経験に裏打ちされた澤田先

生の言葉は、単なるマナーの伝達に留まりません。

相手の背景を想像する「ホスピタリティ」や、周囲から信頼される「話し方・聴き方」など、明日から即実践できる本質的なスキルに、受講者の皆様も深く頷いていました。

この2日間で得た「心構え」と「実践スキル」が、皆様の輝かしいキャリア形成の第一歩となることを、主催者として心より願っております。

(事務局 高橋 忠道)



「女性部会」

女性部会連絡協議会が開催され、私も事務局としてご一緒させていただきました。当日は、管轄地域の枠を超えた活発な「連絡協議会」が行われ、各部会の活動報告や今後の地域貢献のあり方について、非常に熱のこもった意見交換がなされました。

- ①ネットワークの強化：他部会の皆さまとの情報共有
- ②親睦の深化：美味しいお食事を通じた絆づくり

こうした「顔の見える繋がり」こそが、法人会活動の原動力であると再認識した一日となりました。このパワーを事務局も全力でサポートし、麴町の活性化へと繋げてまいります。素晴らしい結束力を見せていただいた女性部会の皆さま、ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

(事務局 高橋 忠道)



第一部「税務研修会」

講師 麴町税務署
法人課税第一部門 上席調査官 **岩下 憲二** 氏

演題 「令和8年の税制改正の概要」

「青年部会」

麴町区民館にて青年部会の定時連絡協議会が開催されました。若き経営者の皆様が熱心に議論する姿に、会の明るい未来を確信した次第です。

第一部の税務研修会では、麴町税務署の岩下上席調査官より「令和8年度税制改正」についてご講話をいただきました。

リバークルーズなどの租税教育や、他会との交流事業など、昨年度の活発な活動実績が報告され、今期も「健康経営」への取り組みを含め、さらなる飛躍が期待される内容となりました。

青年部会ならではの機動力と柔軟性を活かし、本年も地域社会と法人会の活性化を牽引していただくことを願っております。

(事務局 高橋 忠道)



第二部「定時連絡協議会」

懇親会

1. 令和7年度 事業報告
2. 令和8年度 事業計画

※女性部は「昼食会」

2026年度活動計画について

1. 2026年度行事計画
2. 納涼会
2026年度は、麴町地区会、番町地区会と合同開催（予定）
8月下旬（予定）
3. 会員増強策
2026年度目標→年間5社
法人会加入のメリットの訴求
4. 地元町会等との連携



税務研修会

講師 麴町税務署
法人課税第一部門 上席調査官 **岩下 憲二** 氏

演題 「令和8年度税制改正等について」

連絡協議会

- 令和7年度実施行事報告
- 令和8年度行事予定説明
- 意見交換会

開催予告

06/17

文化講演会・第15回通常総会開催のご案内

▶ 都市センターホテル コスモスホール (千代田区平河町2-4-1 TEL:03-3265-8211)

通常総会開催当日に下記の要領にて、恒例の文化講演会を開催します。

つきましては、皆様お誘いあわせの上、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

第一部「文化講演会」 15:00～16:00

講師 元陸上自衛隊陸将 **川崎 朗** 氏

演題 「大規模災害 より多くの人を助けるための提言」

災害派遣の元現場指揮官が語る防災関係機関の連携について
災害関連死を減らすための避難所運営の在り方



第二部「第15回通常総会」 16:10～17:00

書面報告 令和8年度事業方針・事業計画及び予算書

お願い

当日は議案書をご持参ください。議案書は当会WEBサイトTOPページ中ほどのバナー「資料関係」に掲載しております (パスワード: 2282)

第三部「懇親会」 17:15～18:45

会費: 前金制 ※詳細は「第15回 通常総会招集通知」を参照願います。

従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2025-0008(2025年7月29日)P6965

資料請求
お問合せは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



開催予告

第71回 簿記教室のご案内

※受講者に詳細送付

▶ 石油製品販売健康保険組合（東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅5番出口」 徒歩6分）

毎年皆様にご好評を頂いております「簿記教室」を、本年も下記のとおり開催致します。

今年も、新しく入社された方、経理事務初心者の簿記の研修を希望する方などを対象として、記帳計算から決算書の作り方・見方までの実務に役立つ簿記知識の修得を主な内容として企画いたしましたので、お早めにお申込下さい。

回数 ▶▶	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
日程 ▶▶	8/3 月	8/6 木	8/10 月	8/18 火	8/20 木	8/24 月	8/27 木	8/31 月	9/2 水	9/4 金	9/7 月

講師 東京税理士会 麹町支部 税理士 板谷 祥弘 氏

定員 40名 時間 PM 1:30～4:30

受講料 麹町法人会 会員 1人 ¥10,000-（教材費込）
一般の方 1人 ¥15,000-（教材費込）

お問い合わせ 公益社団法人麹町法人会 事務局 03 (3261) 2282
千代田区飯田橋 2-9-3 サンネット飯田橋第2ビル 2F



開催予告

社会保険実務セミナーのご案内

▶ 東京トラック事業健保会館（千代田区三番町14番地4）

実務担当者に必要な社会保険の基礎知識を解説！

当講座では健康保険・介護保険・厚生年金保険を中心とした社会保険の基礎知識を学び、従業員の採用時から退職時まで、会社が行う社会保険の各種手続きや給付申請等、わかりやすく解説していきます。

社会保険制度の内容は多岐にわたり、基本的な手続きでも把握しておかなければならない知識や手続きは沢山ありますが、「基本以外のよくある例外」も多く存在するのが実状です。本セミナーでは、「基本的な社会保険制度については分かるけど、よくあるこの場合はどうするの？」という疑問を解決します。

“あるある”な手続きに関する実務を、演習を交えて学び、社員からのあらゆる質問に対応できる力を身につけます。

日程

令和8年

第一回 5月13日(水)

第二回 8月4日(火)

第三回 10月7日(水)

令和9年

第四回 1月26日(火)

講師

社会保険労務士法人 ミライエ
代表社員
石上 慶 氏

参加費

会員 無料

非会員・一般 ¥2,000-

資料 当会WEBサイトよりダウンロードしてください(会場での配布はございません)。

TOPページの紫色のバナー「資料関係」に入っています。

申込方法 当会WEBサイトのカレンダーよりお申込みください。

メールアドレスを ご登録ください!

法人会では、皆様により良いサービスを迅速に、そして安全に行うことを目的に、**会員専用ページ**に下記の会員サービスサイトを開設しました。ぜひともご活用ください。

現在の登録社

30%

ご登録を
お待ちしております!




●パスワード変更・登録のお願い

麹町法人会では、迅速なサービス向上のために、DX化を推進しています。そのためにも、**会員専用ページ**のご利用にあたり、**会員認証のためのパスワード**

ワードをご登録していただきたく、お願いいたします。ご利用に当たり、**会員認証のためのパスワード**は、**ご自身で管理**をお願いいたします。

●パスワード登録手順


1 麹町法人会WEBサイト右上にある「**会員専用ページ**」をクリック



2 ログインID **ご自身のメールアドレス**
パスワード **000000**


ご登録される方のメールアドレス
パスワードについては、事務局にお問合せください。

ログインIDと、事務局から送られてきた「仮パスワード」を入力

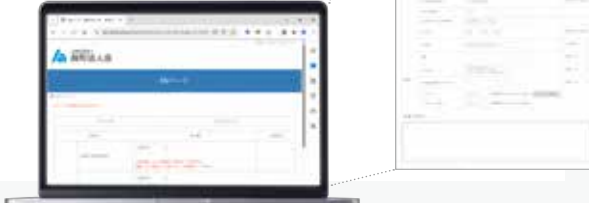


※このパスワードは仮となるので
ログイン後パスワードを変更し、必ずご記憶ください

3 表示される会員専用サービスの「Myページ」を選択し、表示されるご自身の内容を確認して頂き、間違った情報や記入漏れに対し上から修正してください



4 最後に自身で管理するパスワードを登録「更新」→確認画面で「送信する」で終了
なお、会員PRの活用法について、会員専用サービスの「コンテンツ」からご覧ください



(ケンタくんと行く)

歴史めぐり vol.12

高燈籠 (常燈明台)

九段下から市ヶ谷まで靖国通り沿いに歩くと、昔ながらの趣を残す高燈籠が目に入ります。

明治4年、招魂社(現・靖国神社)の常夜灯として奉納されたこの高燈籠は、下部の石積みに見られる日本様式と、上部の方位盤や風見をつけた西洋式との和洋折衷建築で、文明開化時代を象徴する歴史的建造物の一つです。

当時の九段坂は急斜面に沿った高台であった

この高燈籠が描かれた
小林清親の「九段坂五月夜」は
とても有名なワン!



ため、房総半島からも灯籠の灯りが見えていたと言われていました。そのため、品川沖を船で往来する人々には、灯台としても親しまれていました。

その後、関東大震災後の復興計画により九段坂の急勾配を緩やかにする改修が行われ、それに伴って大正14年に現在の場所へ移転。それから現在まで、この高燈籠は九段坂を見守り続けています。



九段坂公園

新入会員紹介

新しく会員になられた企業様をご紹介します。

浅井・大地外国法共同事業法律事務所

平河永田地区会



インバウンド事業や日本企業の海外進出、中国および日本における遺産相続等についてワンストップのリーガルサービスを提供しております。

📍 東京都千代田区紀尾井町3-19 紀尾井町コートビル402号室
🌐 <http://www.aaalawfirm.com>



(株) エムプラン

平河永田地区会

メンズアパレル(ニット・カットソー)の企画・生産代行業務を行っております。

📍 東京都千代田区平河町1-6-17-403
✉ fuzidane.5@hotmail.co.jp

猪山法律事務所

管外

業種：弁護士業務

📍 東京都中央区銀座7-3-13 ニューギンザビル1号館10階2号室

ideeMe(株)

番町地区会

業種：小売卸業

📍 東京都千代田区一番町4-40 桔梗ハイツ一番町101

日本ハイウェイ・サービス(株)

麹町地区会

業種：道路清掃メンテナンス業

📍 東京都千代田区麹町5-1 麹町弘済ビルディング8階

ランスタッド(株)

平河永田地区会

業種：人材派遣サービス、人材紹介サービス、テクノロジーサービス、アウトソーシング事業、人事サービス

📍 東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート21F

(株) Original Estate

平河永田地区会

業種：不動産業

📍 東京都千代田区平河町1-5-15 VORT 平河町1004号室

(株) Dream Packers

番町地区会

業種：セールスプロモーション

📍 東京都千代田区二番町9-3 THE BASE 麹町 E-202号

アリストキャッツインターナショナル(株)

大手町丸の内地区会

業種：海運業

📍 東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング1F



新入会員を募集中!

麹町法人会のご紹介・お声がけをお願いします

事務局へご連絡いただけましたら、担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

会員企業紹介

麹町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介します。

(株) ゴンドラ

九段一ツ橋地区会



昭和8年より続く親子三代
伝統の味。ゴンドラの最高
傑作パウンドケーキ



📍 東京都千代田区九段南3-7-8
☎ 03-3265-2761 🌐 <http://www.patisserie-gondola.com>

(株) 小林労務

九段一ツ橋地区会



小林労務は、法令対応に強い社労士法人とBPO
体制を融合し、企業の労務を根本から支援しま
す。労務のお困りごとはお気軽にご相談ください。



📍 東京都千代田区九段南2-1-30 イタリア文化会館ビル4F
☎ 03-3261-4911 🌐 <https://www.kbr-group.co.jp>

(株) 国際特許開発

九段一ツ橋地区会

業種：その他サービス業

📍 東京都千代田区九段北3-2-2 ユニコビル8F

互惠交易 (株)

飯田橋・富士見地区会

業種：卸売商社

📍 東京都千代田区飯田橋3-11-6 清水書院サービス第2ビル

(株) 九重

有楽町日比谷地区会

業者：貸ビル業・飲食業

📍 東京都千代田区有楽町2-3-6 九重会館9F

こだま印刷 (株)

飯田橋・富士見地区会

業種：印刷

📍 東京都千代田区飯田橋3-11-7 清水書院サービス第一ビル2F

(株) コマンセ

飯田橋・富士見地区会

業種：不動産業

📍 東京都千代田区飯田橋2-14-5 PureWoodガーデン1F

コミュニケーションアーツ (株)

麹町地区会

業種：専門・技術サービス業

📍 東京都千代田区麹町4-3 麹町MKビル

コムコ (株)

大手町丸の内地区会

業種：ソフトウェア業

📍 東京都千代田区丸の内1-4-2

(株) コムソフト

平河永田地区会

業種：コンピュータソフトウェアの開発

📍 東京都千代田区永田町2-17-3 住友不動産永田町ビル2階

会員企業紹介記事 募集中!

お問い合わせ

麹町法人会 事務局 info@koujimachi.or.jp

移転・休廃業その他の変更点が生じましたらお早めにご連絡を！



登録内容(法人名・代表者を除く)の変更は、麹町法人会ホームページの会員専用ページ内、「MYページ」を選択し、表示されるご自身の内容をご確認いただき、変更箇所を上書きして修正してください。

[麹町法人会Webサイト > 会員専用ページ](#)



退会に際しては、ホームページの各種届出書から「退会届」をダウンロードしていただき、必要な情報をご記入の上、メールにて事務局までご送付ください。

広告記事大募集！

当会情報誌に広告を掲載しませんか？

1回のみでの掲載も大歓迎！

1,500社近くの会員様へPRできます！

会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ		会員	非会員
1ページ	裏表紙	30,000円(税込)	80,000円(税込)
1ページ	中ページ	15,000円(税込)	40,000円(税込)
1/2ページ	中ページ	10,000円(税込)	20,000円(税込)

※上記料金は、1回あたりの掲載料です

イーネンチョウ
いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは…

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先(給与の支払者)

- ① 関係書類の配付や回収が不要!
- ② 控除額や添付書類のチェックが簡単!
- ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要!
- ④ 書類の保管場所も不要!

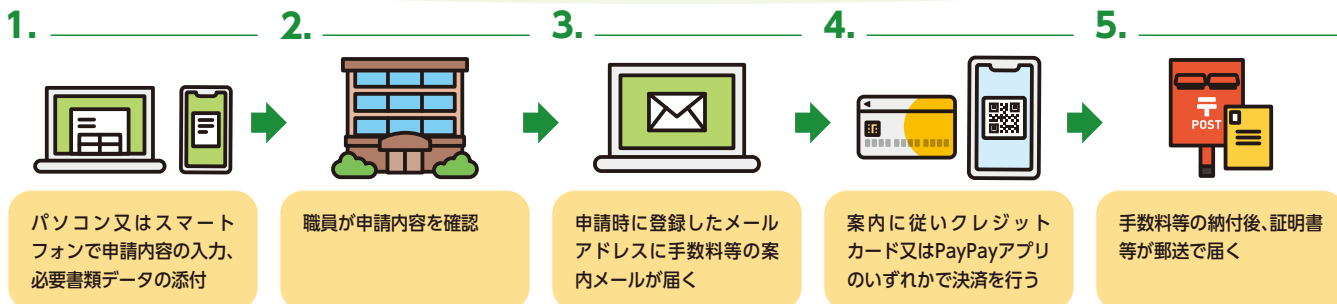
従業員(給与所得者)

- ① 手書きでの書類作成が不要!
- ② 控除額はソフトが自動計算!
- ③ テレワーク中の従業員も提出可能!
- ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能!

都税の納税証明・
評価証明等の申請には

LoGoフォーム

をご活用ください



■ 申請できる証明

- 土地・家屋名寄帳(23区)
- 固定資産(土地・家屋)評価証明(23区)
- 固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明(23区)
- 固定資産(土地・家屋)物件証明(23区)
- 土地・家屋(補充)課税台帳(23区)
- 納税証明(車検用納税証明を除く)
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明

■ 申請に必要なもの

商業登記電子証明書 又は **マイナンバーカード**

- ※納税義務者本人以外からの申請は、委任状等の確認資料を添付。
- ※法人名義の証明等を、当該法人の代表者の方が申請される場合は、法人代表者のマイナンバーカードで申請可能。

■ 詳しくはこちらから



事業所の給与担当の皆様へ

「特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分)」の**税額通知書**をお送りします。

「税額通知書」送付から手続きまでの流れ

5月中旬頃に税額通知書を給与の支払者(特別徴収義務者)あてにお送りします。

同封の納税義務者に対する税額通知書を、記載してある各納税義務者にお渡しください。

税額は、給与の支払をする際、毎月徴収して、翌月10日までに納めてください。

令和6年度から、特別徴収義務者用、納税義務者用のそれぞれで、電子又は書面の受取方法を選択できるようになっています。電子で受取ることができるのは、eLTAX(エルタックス)で給与支払報告書を提出し、希望する税額通知の受取方法で「電子データ(正本)」を選択した事業所です。

提出方法について

eLTAX公式HP(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご確認ください。

受取方法を変更する場合

「特別徴収税額通知の受取方法変更届」を書面にてご提出ください。

右のQRコードから様式をダウンロードできます。



住民税額を試算したい方

「住民税額シミュレーションシステム」が便利です。
ぜひご利用ください。

源泉徴収票の内容等の入力で、特別区民税・都民税(個人住民税)の試算ができます。

詳細は千代田区の
ホームページから



危険物安全週間

6月7日～6月13日

6月7日から同月13日までの一週間は、危険物安全週間です。

危険物安全週間は、都民の皆様への身の回りの危険物に関する知識の普及啓発及び各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として毎年6月第二週に実施しています。

危険物とは、火災や爆発などを引き起こすおそれのある物質を指し、ガソリンや灯油の他に、マニキュアやスプレー缶など、私たちの生活に身近なものも含まれます。

特に最近では、リチウムイオン電池による火災事故が増えています。

リチウムイオン電池事故防止策として、次の3つを守りましょう。



- ①各機器の購入時に付属されている充電器やメーカー指定の純正品を使用する。
- ②膨張・異音・異臭、充電中に熱くなるなど、異常があるものは使用しない。
- ③各自治体の定めるルールに従って廃棄する。千代田区では、月2回、蛍光灯等の日に回収しています。

危険物安全週間を機会に身の回りの危険物の安全な取扱いについて確認をお願いします。

お問合せ先

麴町消防署

03-3264-0119



痴漢は重大な犯罪です！



痴漢対策には警視庁防犯アプリ「デジポリス」を活用しよう

DLはこちら！

警視庁防犯アプリ「デジポリス」の痴漢撃退機能・防犯ブザー機能の使用方法

痴漢撃退機能
アプリのトップ画面から「痴漢撃退」をタップします。

ここをタップ！

Tapで ON/OFF

周囲の人に画面を見せ助けを求められます。画面をタップすると「やめてください」と音声がかかります。*

※マナーモードでも音声が流れます。

「ちかんといませんか？」ボタンで表示切替が可能です。画面を見せることで被害にあっているか確認できます。*

※音声は流れません。

防犯ブザー機能
アプリのトップ画面から「防犯ブザー」をタップします。

ここをタップ！

防犯ブザー機能画面になります。

Tapで ON/OFF

画面をタップすると、画面が赤くなりブザーがなります。もう一度タップすると、ブザーが止まります。*

※マナーモードでも音が鳴ります。

トップ画面を痴漢撃退機能や防犯ブザー機能に設定することもできます！



いずみ会計事務所では
 公益法人(社団法人、財団法人)
 NPO法人、任意団体の会計や
 税務の御相談を受け付けています!

税理士・内部監査士 浦田泉

いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)

いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室
 TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513
 E-Mail info@izumi-kaikei.com

[公益法人会計.com] koueki-kaikei.com [いずみ会計URL] izumi-kaikei.com



一般財団法人全日本労働福祉協会

九段クリニック

九段クリニックは、初期診療から専門医療までの幅広い診療科と、最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。早期発見・診断から早期治療・予防までの一連の医療を誇りながらご提供します。



当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。

- TEL 03-3222-0071
- 住所 東京都千代田区九段北 1-9-5
- 受付 月～土 8:30～17:15 ※土は 12:30 まで。日祝休診
- アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩4分
 ■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分。
- URL <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩4分、JR線「飯田橋駅」より徒歩7分と交通のアクセスも抜群です。



税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 齋藤 保
株式会社IHI特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳出の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を施行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、資金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(80%控除可能)の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)の延長 等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単体法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に専与してまいりました。近年我が国の将来を見据えた税の提言や各種研究等の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓蒙活動、さらには企業の財務コンプライアンス向上に資する取り組みも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の削減・増進等に関する議論に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、1「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、2適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。健康経営はNPO法人健康経営協会の登録団体です。

